

家事代行費用保険

ご契約に関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、お申込みにあたって特に注意いただきたいこと（「契約概要」「注意喚起情報」等）を記載しています。重要な書面ですので、必ず内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

- 本書面のほか、契約内容に関する事項や保険金の支払事由およびお支払いできない場合などは、「家事代行費用保険普通保険約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。
- 「家事代行費用保険普通保険約款」は第一スマート少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます。）のホームページからご覧いただけます。
- お客さまに本保険契約をお申込みいただくことで、お客さまは本書面の説明を受けた上で本書面の電磁的方法による提供を受けたものとみなします。

契約概要

- 保険商品の内容をご理解いただくための事項を記載しています。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点については当社までお問い合わせください。

①商品の仕組み

- この保険は、補償対象者(*1)が「②保険金をお支払いする場合」に掲げる補償対象事由に該当した場合において、家事従事者(*2)が家事に従事できなくなったことにより、その家事の代行のために被保険者が負担したつぎの費用（以下「家事代行費用」といいます。）を、所定の限度額の範囲内で補償する保険です。

(*1) 補償対象者は被保険者と同一人とします。

(*2) 「家事従事者」とは、被保険者および被保険者と生計を共にする親族のうち、家事を行っている方をいいます。

(ア) ホームヘルパー雇入費用	<p><対象外となる費用></p> <ul style="list-style-type: none"> • 買い物の代行・外出のつきそいなどを依頼した際に発生するスタッフの交通費、駐車料金、物品の購入費等の費用、洗濯の代行などを依頼した際に発生するコインランドリーの使用料などの費用、サービスの提供時に使用した洗剤等の消耗品、掃除用具などの器材、水道光熱費や通信料金や、サービスの会員登録が必要な場合の登録費用など • 配食パッケージサービスは、事業者が、調理済みの食事の提供および配達を期間または回数を定めて継続的に行うことをいい、<u>出前やフードデリバリーサービス等は対象外となります。</u>
(イ) 清掃代行サービス業者利用費用	
(ウ) ベビーシッター雇入費用	
(エ) 託児所・保育所等の費用	
(オ) 衣類クリーニング業者利用費用	
(カ) 配食パッケージサービス費用	

②保険金をお支払いする場合

<保険金をお支払いする場合>

補償対象者が保険期間中に生じたつぎの①～③いずれかの補償対象事由に該当した場合において、**それぞれの補償対象期間中に被保険者が負担した家事代行費用の額（補償対象者のケガによる通院の場合は、家事代行費用の50%）を、限度額の範囲内で補償します。**

補償対象事由(※)	補償対象期間	補償金額	限度額
①ケガによる通院	最初の通院日からその日を含めて7日以内	負担した家事代行費用の額の50%	・1回の補償対象事由の発生につき、契約内容確認証に記載の保険金額を限度とします。 ・同一の保険期間中、①および②の補償は通算して30万円を上限とし、③の補償は1回限りとします。
②病気・ケガによる入院	「入院期間中」および「退院日からその日を含めて30日以内」	負担した家事代行費用の額	
③所定のメンタル疾病と診断	診断日からその日を含めて30日以内	負担した家事代行費用の額	

(注1) 保険期間中に通院または入院を開始、あるいはメンタル疾病を発病したとの診断を受け、保険期間中に家事代行費用を負担した場合に限り、保険金をお支払いします。

(注2) 各家事代行サービスを利用した日（衣類クリーニング業者利用費用については、衣服を衣類クリーニング業者に預けた日）を費用の発生日とします。

(注3)

②病気・ケガによる入院の補償対象期間中に、新たに入院した場合、前の入院についての補償対象期間が終了するまでは、後の入院についての補償は開始されません。したがって、このような場合は、前の入院についての補償限度額に達した後であっても、前の入院についての補償対象期間が終了するまでは、後の入院に起因する家事代行費用は補償されません。また、後の入院に起因する家事代行費用を補償する期間は、前の入院の補償対象期間と重複する期間を除いた期間となります。

②病気・ケガによる入院の補償対象期間中に、新たに事故によるケガで通院した場合も同様の取り扱いとなりますが、通院をした時期によっては、後のケガでの通院が補償されないことがあります。

その他、補償対象期間が重複した場合の取扱については、当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/articles/8747910813465>

(注4) 保険金の請求の際は、各家事代行サービス事業者が発行した家事代行費用の支出を証明する書類（領収書等）のご提出が必要となります。

(※) 補償対象事由についての詳細はこちらをご確認ください。

①ケガによる通院

補償対象者が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として事故の発生日からその日を含めて180日以内に、治療を目的として通院した場合をいいます。

(注1) 傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みますが、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒は含みません。

②病気・ケガによる入院

補償対象者が保険期間中に疾病を発病しその直接の結果として治療を目的として入院した場合、または補償対象者が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として事故の発生日からその日を含めて180日以内に、治療を目的として入院した場合をいいます。

(注1) 傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みますが、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒は含みません。

③所定のメンタル疾病と診断

補償対象者が保険期間中に医師からメンタル疾病を発病したとの診断を受けた場合をいいます。

※対象となるメンタル疾病の例

気分（感情）障害	軽躁病、躁うつ病、うつ病、反復性うつ病性障害、持続性気分（感情）障害、情緒性人格障害、抑うつ神経症、など
神経症性障害、ストレス関連障害、身体表現性障害	対人恐怖症、社会神経症、恐怖症性不安障害、パニック障害、不安神経症、混合性不安抑うつ障害、強迫神経症、適応障害、心因性頭痛、心因性めまい、心因性月経困難症、など
統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害	統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、心因性妄想精神病、感応性妄想性障害、統合失調感情障害、非定型精神病、など
その他の精神及び行動の障害	神経性無食欲症、神経性大食症、心因性嘔吐、非器質性睡眠障害、産褥（さんじょく）期うつ病、産褥（さんじょく）性精神病、など
自律神経系の障害	自律神経失調症、など

(注) メンタル疾病の正確な定義は家事代行費用保険普通保険約款をご確認ください。

<保険金のお受け取り方法について>

保険金のお受け取り方法として、金融機関口座または電子マネーでのお受け取りをご選択いただけます。

電子マネーでのお受け取りについての留意点

- ・提供事業者がサービスの提供を終了した場合など、電子マネーによる保険金支払サービスを提供することができない事態が生じた場合には、サービスを中止することがあります。
- ・保険金を電子マネーで受け取る場合は、当社が保険金をお支払いする時点において保険金の受取人が各サービスのユーザーである必要があります。
- ・電子マネーを使用できる店舗等は限られており、お買い物等の際に電子マネーを使用することができない場合があることにご留意ください。また、受け取った電子マネーを現金に交換することはできません。
- ・各電子マネーの有効期限は以下の通りです。ただし、お客さまの通信契約等の種類によっては、有効期限が異なる場合がありますのでご留意ください。

サービス	電子マネー (提供事業者)	有効期限
PayPay	PayPay マネーライト (PayPay 株式会社)	なし
d 払い残高	d 払い残高 (現金バリュー) (株式会社 N T T ドコモ)	なし
au PAY プリペイドカード	au PAY 残高 (a u ペイメント株式会社)	なし
ソフトバンクカード	プリペイドバリュー (S B ペイメントサービス株式会社)	最後の残高変動から 2 年間

(注1) 名称・有効期限等は 2023 年 12 月時点の内容であり、提供事業者により変更となる可能性があります。

- ・保険金は、金銭と電子マネーのいずれで受け取っても等価です。
- ・各電子マネーは、各電子マネーの提供事業者が発行するものであり、当社が電子マネーを発行するものではありません。
- ・電子マネーにてお受け取りいただいた保険金を当社に返還いただく事由が生じた場合、現金で返還いただく場合があります。
- ・電子マネーについての照会窓口
当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。
(<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/articles/8625391012761>)

③保険金をお支払いすることができない主な場合

ケガによる入院・通院または疾病による入院に起因して生じた家事代行費用に関して保険金をお支払いすることができない主な場合

- ・つぎの事由によって発生した傷害または発病した疾病により家事代行費用を負担した場合は、保険金をお支払いすることができません。
 - (1) 契約者、被保険者（補償対象者）の故意もしくは重大な過失
 - (2) 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの
 - (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (4) 闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - (5) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用

など
- ・補償対象者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- ・つぎのいずれかに該当する事由により家事代行費用を負担した場合には、保険金を支払いません。
 - (1) 補償対象者の精神障害およびそれを原因として発病した疾病
 - (2) 補償対象者の妊娠または出産（切迫流産や切迫早産等の異常妊娠・異常分娩を含みます）
 - (3) 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって発生した傷害
 - (4) 補償対象者に対する刑の執行
 - (5) 補償対象者の入浴中の溺水
 - (6) 補償対象者がつぎのいずれかに該当する間に発生した事故による傷害
 - ①山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するものまたはロッククライミング等をいいます。）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動を行っている間
 - ②オートテスター、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間
 - ③自動車等による競技等をしている間
 - ④法令に定める運転資格を持たないで自動車等を運転している間、酒気帯び運転・麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

など

メンタル疾病の発病に起因して生じた家事代行費用に関して保険金をお支払いすることができない主な場合

- ・つぎの事由によって発病したメンタル疾病により家事代行費用を負担した場合は、保険金をお支払いすること

ができません。

- (1) 契約者、被保険者（補償対象者）の故意もしくは重大な過失
- (2) 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4) 闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- (5) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用

など

- ・補償対象者の被った精神障害およびそれを原因として発病したメンタル疾病によって被保険者が家事代行費用を負担した場合は、保険金を支払いません。
- ・同一保険期間中に既にメンタル疾病の発病に起因して生じた家事代行費用に関する保険金が支払われた場合は、2回目以降のメンタル疾病の発病に起因して被保険者が負担した家事代行費用に対しては、保険金を支払いません。

告知義務違反による解除等の場合

保険契約が、告知義務違反により解除された場合^(注)、重大事由により解除された場合、詐欺により取り消された場合、保険金の不法取得目的により無効となった場合等、保険金をお支払することができないことがあります。

(注)「解除の原因となった事実」に基づかずに発生した事故による損害については、保険金をお支払いします。

責任開始期前の発病等の場合

傷害入通院または疾病入院の原因となった事故による傷害の発生または疾病の発病が、初年度契約の責任開始期より前であるときは、保険金を支払いません。ただし、疾病を発病した場合における更新後契約において、その初年度契約の責任開始日から1年を経過した日以降に入院を開始した場合を除きます。

メンタル疾病を発病した時が、責任開始期より前であるときは、保険金を支払いません。ただし、更新後契約において、その初年度契約の責任開始日から1年を経過した日以降にメンタル疾病を発病したと診断された場合を除きます。

補償内容が同様の保険契約が他にある場合

補償内容が同様の保険契約（当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償対象事由が生じた場合でも、保険金は重複してはお支払いいたしません。詳細な取扱いについては、【注意喚起情報】「⑩他の保険契約との補償重複について」および家事代行費用保険普通保険約款をご確認ください。

④ 保険期間

- ・初年度契約の保険期間は、保険契約の申込みを承諾した場合に下表の「始期」に始まり、「終期」に終わります。

始 期	申込日
終 期	契約日（申込日の属する月の翌月 1 日）の 1 年後の契約応当日の前日

- ・更新後契約の保険期間は、更新日から1年とします。

⑤ 引受条件（契約年齢・保険金額等）

- ・18歳～49歳（契約日の満年齢）までお申し込みいただけます。

- ・ 1回の補償対象事由の発生につき、契約内容確認証に記載された額を支払限度額とします。
- ・ この保険契約へのご加入は、被保険者（補償対象者）一人につき1契約のみ可能です。

⑥保険料

- ・ 支払限度額 15,000 円（通院は 5,000 円）の場合、月払い保険料 500 円（全年齢、男女共通）
- ・ 支払限度額 30,000 円（通院は 10,000 円）の場合、月払い保険料 1,000 円（全年齢、男女共通）

⑦保険料の払込方法

- ・ 保険料のお支払いは、当社の指定するクレジットカードによる月払いとなります。第 1 回保険料は、申込日から申込日の属する月の翌月末日まで、第 2 回以後の保険料は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで（以下「払込期月」といいます。）にお支払ください。
- ・ 第 2 回以降の保険料のクレジットカードへのご請求は毎月 1 日です。
- ・ 請求日にクレジットカード決済ができなかった場合は、翌月 1 日に当月分の保険料とまとめて請求いたします。

⑧保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額もしくは保険金の削減払

- ・ 当社は、当社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、保険期間の途中であっても、当社の定めるところにより、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ・ 当社は、当社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、当社の定めるところにより、保険金の削減払を行うことがあります。
- ・ 当社は、上記の適用を行う場合は、速やかに契約者にその旨を通知します。なお、通知を行う前に生じた事故については、上記の取扱いは適用しません。

⑨契約者配当金

この保険には契約者配当金はありません。

⑩解約と解約返還金

- ・ ご契約を解約される場合は、マイページ上でお手続きが必要です。なお、解約日は、当社が通知を受信した日（オンライン申請のお手続き日）とします。
- ・ この保険には解約返還金はありません。
- ・ 解約された時点でご契約は消滅し、以後の補償はなくなります。

注意喚起情報

- ・ ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- ・ 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではございません。ご不明な点については当社までお問い合わせください。

①クーリング・オフ（申込の撤回またはご契約の解除）について

- ・ 契約者は、ご契約の申込日から、その日を含めて 15 日以内であれば、書面または電磁的な方法（当社 HP「お問い合わせフォーム」）による申出により、ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除（申し込みの撤回などといいます）をすることができます。
- ・ 電磁的な方法により申し込みの撤回などをする場合は、当社受信時に効力を生じますので、当社 HP「お問い合わせフォーム」からお申し出ください。

<申し込みの撤回などの記入例>

第一スマート少額短期保険株式会社 御中
私は〇月〇日に申し込んだ下記契約の申し込みを撤回します。
申込者（契約者） 第一太郎
保険種類 家事代行費用保険
契約内容確認証番号 ○○○○○○○○○○
住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
電話番号 ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇
氏名 第一太郎

<電磁的方法による申出の場合のクーリング・オフの発信先>

当社ホームページ上の「よくあるご質問」内にございます「お問い合わせフォーム」よりお申し出ください。
「お問い合わせフォーム」 <https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/requests/new>

- ・書面による申出により、申し込みの撤回などをする場合は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により上記期間内（15日以内の消印有効）に下記住所あて発信してください。

<書面による申出の場合のクーリング・オフの発信先>

〒135-8120 東京都江東区豊洲 3-2-3 豊洲キュービックガーデン
第一スマート少額短期保険株式会社 お客様サービス担当

②告知義務について

ご加入時に健康状態等についてありのままを告知してください。事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしたことが判明した場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。なお、告知内容によっては引受できない場合があります。

③責任開始期について

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、保険契約の申込をした時（申込と告知は同日となります）から補償が開始されます。

④保険金をお支払いできない主な場合

【契約概要】「③保険金をお支払いすることができない主な場合」および「⑧保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額もしくは保険金の削減払」をご確認ください。

⑤保険料の払込猶予期間・失効

- ・保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月初日から翌々月末日までとし、猶予期間内に第1回保険料の払込みがないときは保険契約を無効とし、第2回以後の保険料の払込みがないときは猶予期間の満了日の翌日から保険契約は効力を失います。
- ・この保険には失効したご契約の復活、保険料の自動貸付の取り扱いはありません。

⑥保険契約者保護機構について

当社は少額短期保険会社であるため、「保険契約者保護機構」に加入しておりません。同機構の行う資金援

助などの措置の適用はなく、保険業法 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。

⑦ 当社お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。

第一スマート少額短期保険株式会社
「よくあるご質問」

<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja>

「よくあるご質問」では解決しない場合、「よくあるご質問」内にございます個別の「お問い合わせフォーム」(<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/requests/new>) からメールにてお問い合わせください。なお、当社では電話でのお問い合わせは受け付けておりません。

⑧ 支払時情報交換制度

当社は、保険金等のお支払い、または保険契約の締結ならびに解除、取消し、もしくは無効に関する判断の参考とすることを目的として、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険会社および特定の損害保険会社と保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。

<https://www.shougakutanki.jp/>

⑨ 指定紛争解決機関

当社との間で問題解決できない場合は、当社が加盟するつぎの「指定紛争解決機関」をご利用いただけます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL(フリーダイヤル)：0120-82-1144 【平日 9：00～12：00、13：00～17：00】

(土日祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

⑩ 他の保険契約との補償重複について

- 補償内容が同様の保険契約（当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

<主な補償内容が同様の保険契約の例>

傷害保険や医療保険、人身傷害保険に付加されている家事代行費用を補償する特約など

- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

⑪ 保険料控除について

この保険契約の保険料は、保険料控除制度の対象ではありません。

⑫ その他ご契約時の注意事項

- 保険契約を申込みいただいたのち、契約内容確認証が発行されます。発行にあたってはご契約者が登録されたメールアドレスに電子メールにてご通知しますので、必ずダウンロードの上ご確認ください。
- この保険契約は、契約者が保険期間の満了日の前日までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保

険期間が満了する日の翌日に更新して継続されます。このとき、保険料は更新日現在の補償対象者の年齢によって計算し、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。

- つぎのいずれかに該当する場合は、更新ができません。
 - ① 保険期間の満了日の翌日における補償対象者の年齢が 50 歳であるとき
 - ② 更新日に当社がこの保険契約の締結を取扱っていないとき
 - ③ 契約日から更新後の保険期間の満了日までの期間が 10 年をこえるとき
 - ④ 同種の事故による保険金請求が反復的に行われ事故発生の偶然性に欠けると判断される場合など保険契約の更新が困難と判断したとき
 - 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めにより更新時の保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
 - 本保険商品が不採算となり、更新後契約の引受けが困難となった場合には、この契約の更新を行わないことがあります。
 - この保険契約は、減額のお取り扱いはありません。
 - 当社をはじめ、少額短期保険業者は、以下の範囲で保険契約をお引受けします。
 - ① 保険契約が損害保険の場合、保険期間は 2 年以内です。
 - ② 保険契約が損害保険（低発生率事故に関するものを除きます。）の場合、1 人の被保険者についてお引受けする保険金額の上限は、1,000 万円です。
 - ③ 1 人の被保険者についてお引受けするすべての保険（低発生率事故に関するものを除きます。）の合計保険金額の上限は 1,000 万円です。
 - ④ 保険契約が損害保険（低発生率事故に関するものを除きます。）の場合、1 人（または一社）の保険契約者についてお引受けするすべての被保険者の合計保険金額の上限は、10 億円です。
- その他の条件は、【契約概要】「⑤引受条件（契約年齢・保険金額等）」に記載の通りとします。

個人情報の取り扱い

当社では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

個人情報の利用目的

個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、以下の利用目的達成のために第三者に提供することがあります。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 関連会社・提携会社を含む各種業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

利用目的の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com/policy/privacy.html>

グループ間共同利用・第三者提供

当社では、取得した氏名・生年月日・住所等の個人情報をグループ会社とお客さまが登録・利用している会員サービス企業等（リンク先参照）へ提供します。各提供先は、当該情報を活用し、各社の商品・サービスのご案内等に利用することがあります。

【共同利用に関する表示】

当社は、取得した個人情報を第一生命グループ会社において共同で利用いたします。

詳細については、つぎのホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com/policy/privacy.html>

【第三者への提供に関する表示】

当社は、取得した個人情報を会員サービス企業等へ提供することがあります。各提供先は、当該情報を活用し、各社の商品・サービスのご案内等に利用することがあります。

会員サービス企業等についてはつぎのホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com>

機微（センシティブ）情報の取扱い

被保険者（補償対象者）の健康状態・医療に関する情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されています。当社では、同意いただいた利用目的の範囲内で取得、利用させていただくとともに、適正な保管・管理をいたします。

<当社お問い合わせ先>

ご不明な点がございましたら、以下当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認いただき、解決しない場合は、「よくあるご質問」内にごございます個別の「お問い合わせフォーム」からメールにてお問い合わせください。

「よくあるご質問」 <https://support.dsmart-ins.com/hc/ja>

「お問い合わせフォーム」 <https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/requests/new>

※当社では電話でのお問い合わせは受け付けておりません。

※保険の解約および保険金請求のお手続きはマイページから実施頂けます。

※マイページへのリンクはご契約時に送付しております E メールおよび当社ホームページからご確認頂けます。

2023年12月

(登) DS230078(2023.12)